

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 197 回

平成 19 年も終わりました。今年はほんとうにいい面、悪い面出尽くした感のあった我が日本国でしたね、残念！！

ところで来年ですが、私もあちこちのセミナーでお話しておりますように、非常に厳しい年になるものと思います。

とにかく備えあれば憂いなし・・・資金面、債権回収面、営業面、コスト面、人材面・・・そして健康も、災害対策も。

とにかく先に先に手を打ってください。お願いいたします。

ところで、今年最後の苦言です。

まず、「会社は頭から腐る」という題の本からです。

「日本企業の真の強さは、経営者の優秀さではなく、現場の強さにある。我国の多くの企業の経営者はレベルが低く勉強ぎらいだ。経営者がダメな会社は腐ってくる。」と書いています。

また、稲盛氏は、人生の結果＝能力×熱意×考え方と書いています。

自分の欠点を知って、それを補うために一生懸命努力する人は必ず大きなことを成し遂げることができるということです。

来年も希望を持って努力してください。必ずや前が開けます。

## 前田の《今人生を語る》第 103 回

めざめよ日本人<sup>25</sup>

## 普通の家族がいちばん怖い

元日朝の食卓写真。各自バラバラに起きて食べたというテーブルは、菓子パン類にみかん。おせち料理は嫌いなので「無理はしない一家はうどん、パン、あんまん、おにぎり。朝帰りした「息子の一声」で元日の朝をお汁粉とカフェオレに変更した家。1999～2000 年、04～05 年の 2 回、223 世帯を対象にした「フツウの家族の実態調査」の一コマだ。回答は日記、写真、インタビューの三段構えで、記述と実態とのギャップもとらえている。

そこに表れる現実には親自身の強い「私中心」。自分が自分を尊重するように、家族にも押しつけない。正月だろうとそろって食べることを強要しない「寛容さ」。テレビで取り上げる（＝みんなやってるらしい）流行はウチもやる。

元気で幸せな家族をアピールしようとクリスマス電飾に情熱を注ぐ家ほど、元日の朝はバラバラだったりする。ありがちな話の数々だが、立ち現れるのは不気味な日本の家庭風景だ。

これでは家庭教育はできませんね。家庭崩壊です。

## 1. 平成 19 年 4 月 1 日以後取得の減価償却資産

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却償却可能限度額（取得価額の 95%相当額）及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価 1 円」まで償却できるようになりました。

- 償却可能限度額（取得価額の 95%相当額）及び残存価額が廃止
- 「残存簿価 1 円」まで償却

## 2. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、前事業年度までの各事業年度において計上した減価償却費の合計額（累積額）が、取得価額（購入金額）の 95%相当額まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度（平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に限られます。）以後において、次の算式により計算（※1）した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価 1 円まで償却できるようになりました。

（※1）：算式

$$\text{償却限度額} = \left[ \text{取得価額} - (\text{取得価額の 95\%相当額} - 1 \text{円}) \right] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

- 減価償却費の合計額（累積額）が、取得価額（購入金額）の 95%相当額まで到達している減価償却資産
- 到達した事業年度の翌事業年度（平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に限られます。）以後
- 残存簿価 1 円まで償却
- 事業開始時点で 95%相当額まで達していることが条件ですので、例えば減価償却ソフトの端数処理により 95%相当額まで 1 円達していないという場合でもこの計算は適用できません。（その期は 1 円だけ償却して、翌事業年度からこの計算を適用することとなります。）

## 3. まとめ

取得日	償却可能限度額	償却方法
平成 19 年 3 月 31 日以前	取得価額の 95%相当額（残存簿価 5%相当額） 上記到達後は残存簿価 1 円まで償却可能	旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法など  (※1の算式)
平成 19 年 4 月 1 日以後	残存簿価 1 円	定額法、定率法、生産高比例法など